

## 議案第14号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立県民文化会館 （とりぎん文化会館））について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市尚徳町101番地5  
公益財団法人鳥取県文化振興財団  
理事長 三 田 清 人
- 3 指 定 の 期 間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
- 4 理 由 県民文化会館（とりぎん文化会館）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。